平成２８年（フ）第３号
兵庫県尼崎市大西町１丁目９番19号　アーバン大西201、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―911号
債務者　幸野　麻美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３８号
広島県東広島市八本松西２丁目22番11号
債務者　髙橋　眞澄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６１号
広島市安佐南区大町西３丁目11番９－４号
債務者　滑川　正司
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７７号
広島市中区吉島町13番６－103号
債務者　大前　由香（旧姓小櫻）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８１号
広島市安佐北区深川５丁目25番10―404号
債務者　嶋津　幹夫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０号
広島市西区庚午北２丁目８番15―301号
債務者　梅本　美香
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
福岡県飯塚市東徳前20番７号
債務者　鈴木穂津美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３０２号
長崎県長崎市西北町５番６号　プレンティＴＯＭＯ201号
債務者　田村　光秀
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長崎県長崎市東小島町15番19号　坂本方
債務者　西里さやか
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
大分市大字羽屋292番地の10（リアライズ羽屋105）
債務者　甲斐ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
大分市大字光吉2155番地（県営２Ａ３―38）
債務者　長藤　清美（旧姓笠木）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中108番地４　モードハウス808―201
債務者　岸波　菜摘
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
新潟市東区石山団地１番３―201号
債務者　飯嶋　礼子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
新潟市江南区城山４丁目９番８号　アムールＡ101号
債務者　石井　賀子（旧姓鳥山）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
新潟県阿賀野市久保1459番地１　レジデンス愛26　201号、申立時の住所新潟市中央区紫竹山６丁目９番20号　ワンノールＫ２　415号
債務者　波多野聡子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
新潟市北区早通南５丁目２番27―48号、前住所新潟市北区白新町２丁目７番５号
債務者　小泉　智美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４号
長野県松本市波田1594番地11
債務者　川﨑　雅彦
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
長野地方裁判所松本支部